

新入学用品購入申出書

兵庫県立むこがわ特別支援学校長 様

令和6年 月 日 提出

学部	小 ・ 中 ・ 高	児童・生徒名	
学年	第 1 学 年	保 護 者 名	

私は、通常必要とする新入学にあたっての学用品、通学用品を購入したので、下記のとおり提出します。

生活保護受給世帯の方は、必ず下記をご確認の上、□欄に✓を入れてください。

私は、生活保護法に基づく新入生学用品等を購入するための準備金を受給していません。

この様式は、小1・中1・高1生が対象です。

令和6年度限度額:小学部51,110円 中学部60,980円 高等部60,980円 ※支弁区分Ⅱの場合は、上記金額の半額が支給限度額です		
購入物品名(品名を詳しく記入)	数 量	金 額 (税込) 円
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		
⑨		
⑩		
⑪		
⑫		
⑬		
⑭		
⑮		
合	計	円

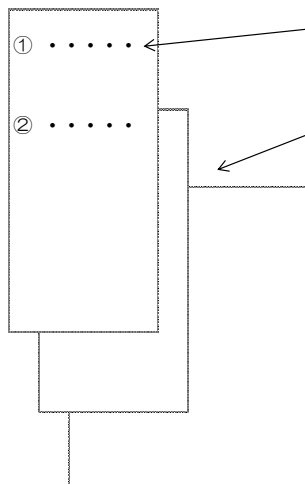
2回目 ※レシートまたは領収書(品名金額を詳しく記入)を貼付台紙に貼り付けて提出してください。

提出期限 11月29日 ※レシートに記載されている品目・金額のうち、どれが申出書の購入物品かわかるよう、表の申出書の①～⑮の番号を、レシートの品名の横に記入してください。

※日用品など、対象外の品目を記入された場合は、削除させていただきますので、ご了承ください。
※送料、ポイント支払は支給対象外です。

新 入 学 用 品 購 入 領 収 書 等 貼 り つ け 方 法

別紙「領収書等貼付台紙」にレシート・領収書等（金額・品名・購入日が確認できる書類）を貼りつけてください。



● レシート等に記載されている品目のうち、どの物品が該当物品かわかるよう、表の申出書の①～⑤の番号を、レシートの品名の横に記入してください。

● 枚数が多いときは、左図のように重ねて貼り付けしてください。

● 領収書の場合、「〇〇等」「〇〇一式」ではなく、購入したすべての品名、数量、金額がわかるよう、領収書の空欄に記入してください。

● **新入学用品購入費は、生活保護法に基づく生活扶助又は生業扶助の入学準備金を受給された場合は支給対象外です。**

● 新入学用品購入費の令和6年度限度額（年額）は、右記のとおりです。

小1	51,110円
中1	60,980円
高1	60,980円

● 新入学のために購入した、学校で必要な物品に限ります。対象商品は、下記の例をご参考ください。なお、生活用品（日用品）は対象外のためご注意ください。対象外用品は、こちらで削除させていただきますのでご了承ください。

● レシート等の日付は本校への入学が決定した日（合格発表日）から最終提出期限日までのものが対象です。

● この新入学用品購入費とは別に、全学年が対象の学用品等購入費も支給されるため、あわせてご利用ください。詳細は、学用品購入費申出書をご確認ください。

● 通販や、インターネット販売で現金購入した場合は、商品お届明細書とコンビニ払込受領書または代金引換領収書の両方が必要です。

● クレジットカードを利用して購入した場合は、レシートや商品お届明細書（クレジットカード払いである旨、明記されているもの）が必要です。

● ポイントやクーポンで購入したもの、インターネット等の明細書のみの場合は対象外です。

● 対象商品は、既製品の購入に限ります。原則、材料等を購入し作成された製品は対象外です。（キット販売の商品を購入された場合は、ご相談ください。）

新 入 学 児 童 生 徒 学 用 品 ・ 通 学 用 品 の 例

通学用推奨服	通学かばん (リュック・ランドセル)	通学服 (Tシャツ・ポロシャツ・パンツ・スカート・ベスト・トレーナー・ウィンドブレーカー等)	
通学用くつ (運動靴など)	上履き・上履き入れ	雨着・雨靴・雨傘	体操服・体育館シューズ
水着・水泳帽	給食用ハシ・エプロン	ノート類・筆記用具	のり・はさみ・絵の具
書道用品	学校が指定した辞書・練習帳	家庭科実習などで必要なもの	学校に必要と認められるもの

対 象 外 用 品 の 例

下着類	タオル・ハンカチ類	はな紙・ティッシュ類	紙おむつ
車椅子	補助具	栄養セット	腕時計
自転車	携帯電話等	補助を受けて購入したもの	学校に必要なもの